

中小事業者等を
応援!

予算額に
達し次第
終了

京都市内の中小事業者・自治会等限定



令和8年度7月補正予算事業

補助金で^おトクに 省エネリノベーション

京都市内の中小事業者等の光熱費の負担軽減とあわせて、CO2排出量の削減を促進するため、省エネ設備の更新に係る費用の一部を補助します。

補助対象となる設備

空調設備(エアコン)



2025年以降の
製造設備

照明機器



LED照明
機器

給湯設備



2025年以降の製造設備
かつ燃料転換となる
設備

冷凍冷蔵設備



省エネ型の指定設備※
※資源エネルギー庁「省エネ・
非化石転換補助金(設備単
位型)」における指定設備

機器費・
工事費の

1
3 を補助

最大 200万円

申請
期間

令和8年8月28日～令和9年3月31日

※予算額に達し次第、申請受付終了

- 補助金額は、20万円(下限)～200万円(上限)です。
- 補助対象経費は消費税相当額を除いた補助対象事業に係る機器費・工事費です。
- 本募集において、同一の補助対象者が複数回申請することはできません。また、複数の事業所について申請する場合は、1回の申請にまとめてください。
- 本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

お気軽にご相談ください



京都市中小事業者の
省エネリノベーション
支援事業補助金事務局

令和8年度7月
補正予算事業の
HPについては
8月21日から
公開予定



HPはこちら

京都市中小事業者の省エネリノベーション
支援事業補助金事務局

電話番号 075-275-3056

メール kyoto-chusho-eco@bsec.jp

URL <https://j-lppf2.jp/kyoto-chusho-eco/>

営業時間 平日 午前9時30分～午後5時30分
※土・日・祝、年末年始を除く

補助対象者

京都市内において、以下の要件を満たす、既築の事業所を有する中小事業者又は集会所を有する自治会等で、交付決定年度から起算して5年間「エネルギー消費量等報告書」を提出することが出来る者

中小企業者

●次の会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準※1 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準※1 (常時使用する従業員数※2)
製造業その他(卸売業、小売業、サービス業を除く。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 資本金基準、従業員基準のいずれかの基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

●ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業

業種分類	資本金基準※1	従業員基準※1
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※3 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業

●企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業等経営強化法施行令(平成11年政令201号)で定める法人格を有する団体

その他法人等

●有限責任事業組合

有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法第40号)第2条に規定するもの

●医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下のもの

●社会福祉法人

常時使用する従業員の数が100人以下のもの

●上記のほか、京都市長が適当と認める事業者

常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人など

自治会等

●自治会、町内会その他の住民が組織する団体 ※集会所において、補助対象設備を導入する事業が対象

補助対象事業

「省エネ」となる更新を!

空調設備

2014年以前に製造された設備(エアコン)

2025年以降に製造された設備(エアコン)に更新

照明機器

非LED照明機器

LED照明機器に更新

給湯設備

2025年以降に製造された設備かつ、燃料転換(電化又は重油からガスへの転換など省CO2に資するものに限る。)となる設備に更新

冷凍冷蔵設備

2015年(冷凍・冷蔵ショーケースにあっては2019年)以前に製造された業務用の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び冷蔵・冷凍ショーケース

省エネ型のもの(指定設備)に更新

※補助要件等の詳細は、本補助金の「申請の手引き」をご確認ください。

主な補助要件

- 更新後の機器等はすべて新品であること。
- 補助対象事業に京都市、京都府及び国など他の公的補助金を併用しないこと。
- 設備等のうち補助対象となるものについては商用化されたものであること。
- 設備等のうち補助対象となるものについては、補助申請者に所有権があるもの。

※詳細はホームページをご確認ください

●以下のものは補助対象外です。

- ・新規設置(既設なし)の場合
- ・消耗品のみの購入
- ・公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・本事業と直接関係のない工事に要した費用(設計費用等)
- ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用